

条例番号	条例名
条例第54号	さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例 【平成30年10月24日公布 所管課：建築行政課】
条例第55号	さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 【平成30年10月24日公布 所管課：介護保険課】
条例第56号	さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例 【平成30年10月24日公布 所管課：年金医療課】
条例第57号	さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 【平成30年10月24日公布 所管課：のびのび安心子育て課】
条例第58号	さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 【平成30年10月24日公布 所管課：介護保険課】
条例第59号	さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理事業施行規程及びさいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例 【平成30年10月24日公布 所管課：浦和東部まちづくり事務所】

## さいたま市条例第54号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～14の3 [略]		1～14の3 [略]	
<b>15 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係に係る建築の認定の申請に対する審査</b>	1件につき 27,000円	15 法第43条第1項ただし書の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査	[略]
<u>15の2 法第43条第2項第2号の規定による建築物の敷地と道路との関係に係る建築の許可の申請に対する審査</u>	[略]	16～41 [略]	
16～41 [略]		42 法第85条第5項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	[略]
<b>42の2 法第85条第6項の規定による国際的な規模の会議等の用に供する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査</b>	1件につき 160,000円	43～80 [略]	
43～80 [略]		備考 [略]	
備考 [略]		備考 [略]	

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例別表第15項及び第42の2項の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用する。

## さいたま市条例第55号

さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
<p>第12条 養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 支援員</p> <p>ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、<u>指定特定施設入居者生活介護（さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第68号）第197条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）</u>、<u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護（さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第73号）第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）</u>）又は<u>指定介護予防特定施設入居者生活介護（さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第69号）第183条第1項に規定する指定介護予防特</u></p>	<p>第12条 養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 支援員</p> <p>ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、<u>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第68号）第218条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）</u>）又は<u>外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第69号）第206条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）</u>）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。</p>

定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)  
の提供を受けていないものをいう。以下同じ。  
) の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ [略]

(5)~(7) [略]

2・3 [略]

4 第1項、第2項、第7項、第8項及び第10項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

5 [略]

6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この条において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。

8 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。

9 [略]

10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護(さいたま市指定居宅サービスの事業の

イ [略]

(5)~(7) [略]

2・3 [略]

4 第1項、第2項、第7項及び第10項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

5 [略]

6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この条において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム(以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)であつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

8 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。

9 [略]

10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。

人員、設備及び運営の基準等に関する条例第218条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護(さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第206条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)を行う養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上とする。

11 [略]

12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(生活相談員の責務)

第21条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第12条第1項第3号の生活相談員を置いてない場合にあつては、主任支援員が前2項に掲げる業務を行うものとする。

11 [略]

12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(生活相談員の責務)

第21条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあっては、主任支援員が前2項に掲げる業務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## さいたま市条例第56号

さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付（ <u>第4条において「医療給付」という。</u> ）があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額（健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額をいう。）、生活療養標準負担額（同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額をいう。）及び他の法令等の規定による給付を控除した額をいう。	3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額（健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額をいう。）、生活療養標準負担額（同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額をいう。）及び他の法令等の規定による給付を控除した額をいう。
4・5 [略]	4・5 [略]
(医療費助成金の支給)	(医療費助成金の支給)
第4条 市長は、次条第2項において登録を受けた者（以下「 <u>受給資格登録者</u> 」という。）に対し、医療費助成金として一部負担金の額を支給するものとする。	第4条 市長は、次条第2項において登録を受けた者（以下「 <u>受給資格者</u> 」という。）に対し、医療費助成金として一部負担金の額を支給するものとする。
2～4 [略]	2～4 [略]
5 <u>第1項の規定にかかわらず、受給資格登録者が医療給付を受けた前年（1月から9月までの間に医療給付を受けた場合にあつては、前々年）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この項において「令」という。）第7条に規定する額を超えた場合は、医療給付に係る医療費助成金を支給しない。この場合において、所得の範囲は令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は令第5条の規定の例によるものとする。</u>	
6 震災、風水害、火災その他これらに類する災害	



により、受給資格登録者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療給付に係る医療費助成金の支給については、前項の規定を適用しない。

（受給資格の登録）

第5条 [略]

2 [略]

3 市長は、第1項の申請があった場合において、適当でないと認めるときは、規則で定めるところにより当該申請者にその旨を通知するものとする。

（受給資格証の交付等）

第6条 市長は、受給資格登録者のうち第4条第1項及び第6項の規定により医療費助成金を支給する者（以下「受給資格者」という。）に受給資格証を交付しなければならない。

2 市長は、第4条第5項の規定により医療費助成金を支給しない場合は、規則で定めるところにより当該受給資格登録者に通知するものとする。

（届出の義務）

第9条 受給資格登録者は、その資格を喪失したとき又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給資格登録者は、所得の状況について、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（受給資格の登録）

第5条 [略]

2 [略]

（受給資格証の交付等）

第6条 市長は、前条第2項の規定による登録をしたときは、当該受給資格者に規則で定める受給資格証を交付しなければならない。

2 市長は、前条第1項の申請があった場合において、適当であると認めないときは、規則で定めるところにより当該申請者にその旨を通知するものとする。

（届出の義務）

第9条 受給資格者は、その資格を喪失したとき又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにこの条例による改正前のさいたま市心身障害者医療費支給条例第5条第2項の規定による登録を受けた者に係る医療費助成金（平成34年9月30日までの診療に係るものに限る。）

については、施行日から平成34年9月30日までの間、この条例による改正後のさいたま市心身障害者医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第5項及び第6項、第6条第2項並びに第9条第2項の規定は適用しない。

- 3 施行日以後に改正後の条例第5条第2項の規定による登録を受けた者で、改正後の条例第4条第5項前段の規定が適用されるものについては、施行日から平成34年9月30日までの間、同項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する医療費助成金（同日までの診療に係るものに限る。）の額の2分の1の額を支給する。この場合において、改正後の条例第7条及び第8条第3項から第5項までの規定は、適用しない。

## さいたま市条例第57号

さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）を提供すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う</p>	<p style="text-align: center;">(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) [略]</p>

者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

(食事の提供の特例)

第16条 [略]

2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2) [略]

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居室に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

(食事の提供の特例)

第16条 [略]

2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2) [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## さいたま市条例第58号

さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年さいたま市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(衛生管理等)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、<u>別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。</u>この場合において、同令第9条の8第1項中「<u>法第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第4号に定める施設を除く。）</u>における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「<u>病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第4号に掲げる施設を除く。）</u>における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「<u>法第15条の3第1項第2号の前条の施設（施設告示第4号に定める施設に限る。）</u>における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「<u>施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準</u>」と、第9条の9第1項中「<u>法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術</u>」とあるのは「<u>医療機器又は医学的処置</u>」と、第9条の12中「<u>法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器</u>」とあるのは「<u>医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器</u>」と、第9条の13中「<u>法第15条の3第2項の規定による医療</u>」とあるのは「<u>医療</u>」</p>	<p style="text-align: center;">(衛生管理等)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、<u>別表1の2及び別表1の3の規定を準用する。</u>この場合において、同令第9条の8第1項中「<u>法第15条の2の規定による人体から排出され</u>」とあるのは「<u>人体から排出され</u>」と、同条第2項中「<u>法第15条の2の規定による検体検査</u>」とあるのは「<u>検体検査</u>」と、第9条の9第1項中「<u>法第15条の2の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術</u>」とあるのは「<u>医療機器又は医学的処置</u>」と、第9条の12中「<u>法第15条の2の規定による第9条の7に定める医療機器</u>」とあるのは「<u>医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器</u>」と、第9条の13中「<u>法第15条の2の規定による医療</u>」とあるのは「<u>医療</u>」と読み替えるものとする。</p>

と読み替えるものとする。

- (1) 省令第5条第2項第2号ロ及び第45条第2項第2号ロに規定する検体検査の業務  
(2)～(4) [略]

- (1) 省令第5条第2項第2号ロ及び省令第45条第2項第2号ロに規定する検体検査の業務  
(2)～(4) [略]

## 附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

## さいたま市条例第59号

さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理事業施行規程及びさいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

(さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理事業施行規程（平成13年さいたま市条例第253号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、さいたま市緑区大字大門 <u>2564番地6</u> に置く。	(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、さいたま市緑区大字大門 <u>1678番地1</u> に置く。

(さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業施行規程（平成25年さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、さいたま市緑区大字大門 <u>2564番地6</u> に置く。	(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、さいたま市緑区大字大門 <u>1678番地1</u> に置く。

附 則

この条例は、平成31年1月4日から施行する。